

令和6年度介護相談員派遣事業 受入れ事業所募集！

資料6-2

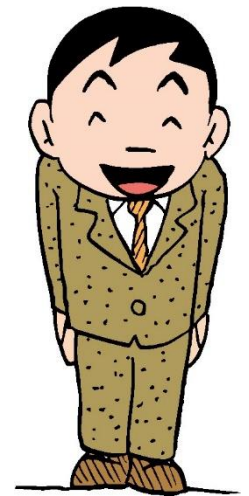
◆令和6年度も実施します！

令和5年度は4事業所に介護相談員を派遣しました。

来年度は3事業所の派遣を予定しています。

訪問活動を希望される事業所は

4月30日（火）までに高齢者福祉課事業者指導係
(31-0218) へお知らせください。



介護相談員派遣事業について

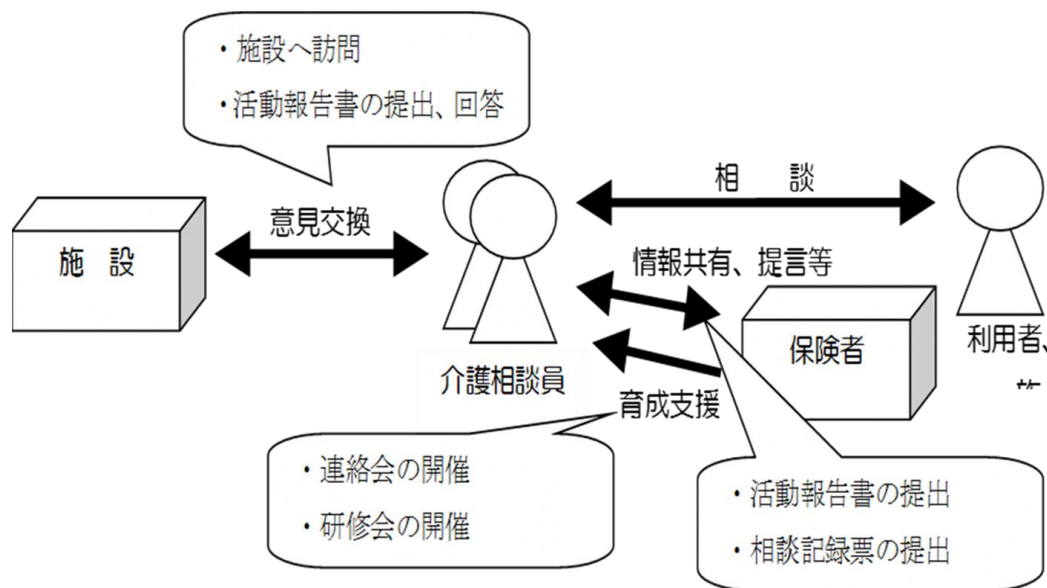
◆介護相談員派遣事業とは

	概 要
事業目的	介護サービス提供の場等を訪問し、サービスを利用する者及び家族の話を聴き、相談に応じるなどの活動を行う者（介護相談員）を、サービス事業者等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的向上を図る。
介護相談員	相談員 1 名（女性 1 名） ※介護相談員養成研修修了者
訪問回数及び活動内容	1 施設等へ月 1 回、介護相談員 1 名で訪問（約 2 時間／回） 6 月から翌年 2 月まで ① 利用者の話を聴き相談にのる ② サービスの現状把握に努める ③ 事業所の管理者や従事者と意見交換する ④ その活動状況を益田市へ報告する
連絡会	介護相談員や行政との連絡会として年 4 回開催
三者会議	介護相談員や行政、受入先施設との会議として年 1 回開催

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員派遣事業とは

【介護相談員派遣事業イメージ】



**「介護相談員」に
なんでもご相談ください**

月に1度、こちらへ介護相談員が2時間程度訪問します。

介護相談員の

〇〇 〇〇 と 〇〇 〇〇 が伺います。

○皆さんの不安や不満、疑問についてお聴きします。
○ご相談いただいたことをサービス事業所や関係者に橋渡ししながら、解決に繋げていきます。
○ご相談いただいた方のプライバシーの保護は厳守します。

■お問い合わせ先 益田市役所高齢者福祉課 電話 0856-31-0218



家族周知用→
チラシ

←施設掲示用
ポスター

益田市介護相談員

お話ししてみませんか？

介護相談員が施設へ訪問します！

【介護相談員とは・・・】

介護相談員は施設を訪問し、介護サービスについて、利用者やご家族が感じている疑問や不満、不安などを聞き、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質的向上につながる提案をします。

○介護相談員は何でもしてくれるの？

介護相談員は、次のことは行いません。

- ①サービス提供事業者の評価
- ②車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為
- ③利用者同士のトラブルの仲裁
- ④家族問題に関することへの介入
- ⑤物品の修理

○皆さんの不安や不満、疑問について
お聴きします！

(活動期間は7月～翌年2月まで
月に1回、2時間程度)

○ご相談いただいた方のプライバシー
の保護は厳守します！

★相談活動日★

施設内に掲示してあるポスターをご覧ください。施設担当者までお問い合わせください。

※施設訪問日のみの相談対応となります。ご了承ください。

【事務局】益田市役所高齢者福祉課 TEL: 0856-31-0218

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員の役割

【介護相談員派遣事業】

平成12年に介護保険制度がはじまり、介護サービスの利用がそれまでの行政による「措置」から、利用者の選択、判断によるサービス提供事業者との「契約」に移行したことを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に創設されたのが介護相談員派遣事業です。

【介護相談員の役割】

利用者とサービス提供事業所との「橋渡し」を行い、サービスの質の向上に貢献します。

また、相談活動の際に気づいた改善した方がよい点等の「気づき」を事業所に提言することで、サービス提供事業者自らが解決を図ることを支援し、利用者の権利擁護の手助けをします。

※介護相談員は次のことは行いません！

①活動上知り得たことを外部に漏らさない

⇒守秘義務の徹底

②派遣先事業所の評価はしない

⇒事業者と共にサービスの向上を目指す役割

③車いす等への移乗、食事介助など「介護」にあたる行為

⇒介護サービスの質的向上に向けた相談活動が目的で、介護ボランティアではない

④利用者同士、家族間のトラブルの仲裁

⇒介護相談員は仲裁や問題解決をする役割ではなく、各機関・担当者等への橋渡し役

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員の役割

- 第三者委員…事業所（法人）からの依頼で活動し、苦情を受け付け、解決を目指す。
⇒何らかの問題が生じた場合の事後的な対応
- 介護相談員…市からの任命（委嘱）で活動し、利用者や家族の声を聴き、利用者とサービス提供事業所の橋渡しを行いサービスの質的向上に努める。
⇒苦情や問題に至る事態を未然に防止（改善の途を探る）